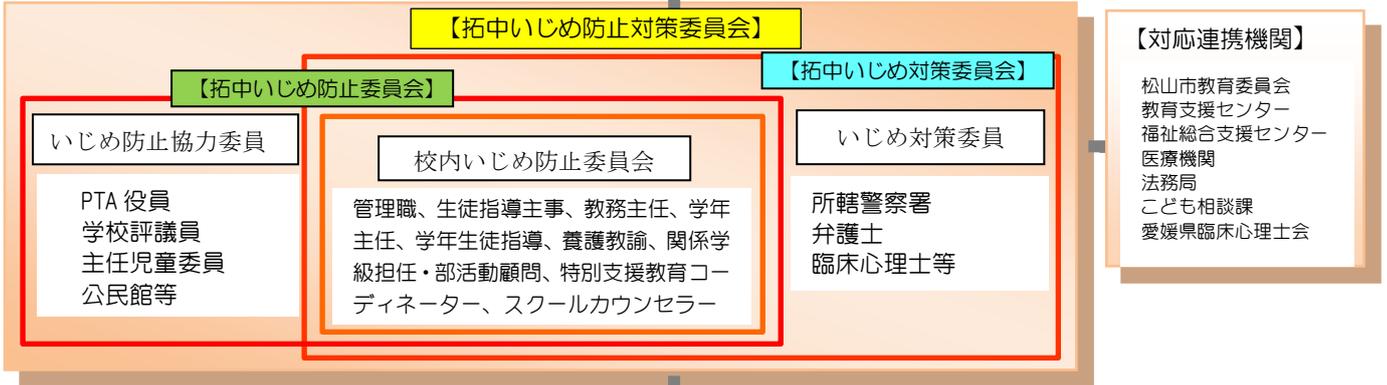


令和7年度 松山市立拓南中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月30日改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

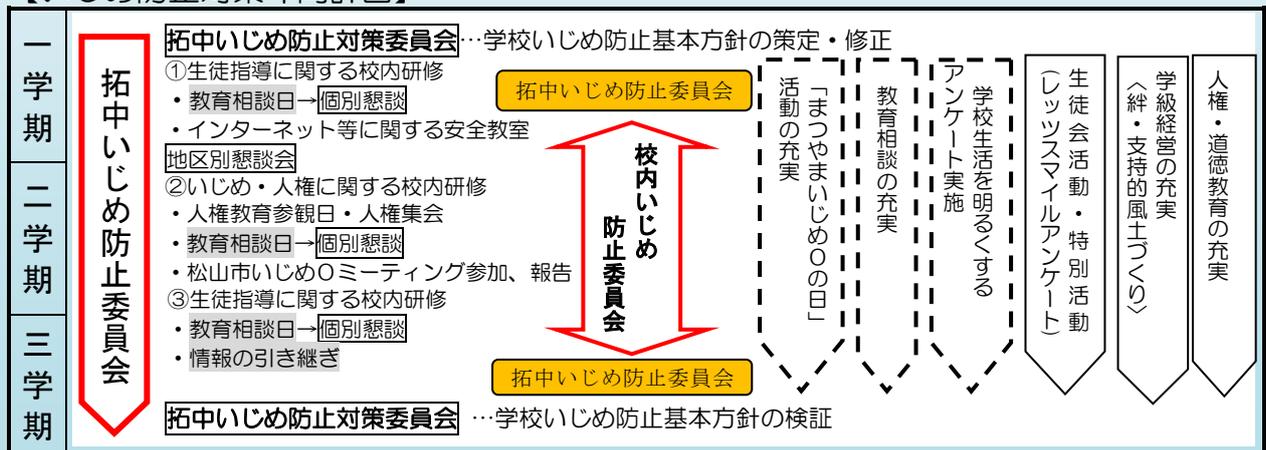
いじめは、それに関わるすべての生徒の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし、それぞれの生徒の明るい学校生活を妨げる問題である。ことさら、いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく奪い、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。拓南中学校では、すべての生徒がいじめは絶対に許さないという姿勢をもち、いじめを認識しながら、これを放置することがないように、安心して学習その他の活動に取り組むことができることを旨としていじめ防止のための対策を行う。加えて、いじめの防止の対策等は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を第一優先とし、いじめが学校の内外を問わず行われるという認識のもとに、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめ問題を克服することを目指す。



【いじめ防止】～「愛顔が輝き 強みを活かす 生徒の育成」に努めます。～

- 一人ひとりが輝く、愛顔あふれる学校づくりに向け、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員が認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- いじめ防止に向け、全教職員に「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、指導上の留意点などについて教職員間の共通理解を図るとともに、教育委員会等主催の研修への参加を通して、全教職員がいじめに対する目を養い、個々の対応力や指導力の向上を図り、組織的対応に努める。
- 人権教育の充実を図り、生徒一人ひとりの人権意識を高め、人権を尊重し、生命を大切する力を育成する。
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図り、いじめを許さない態度を養う。
- ジブンノミカタプログラム等を活用し、自己効力感を高め、つながりを大切にして、生徒が互いを認め合い、心の絆を感じることができる学級経営の充実を図り、安心できる支持的学級づくりに努める。
- 「やればできる誇れる拓南」のスローガンのもと、生徒が規律正しい態度で、授業や学校行事等に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進める。また、「まつやま・いじめ0の日」や「松山市いじめ0ミーティング」へ積極的に参加し、自校の取組を充実させるとともに、自分の問題としていじめを考え、積極的にいじめ撲滅に取り組む姿勢を養う。
- 全教育活動において教職員は「障害者差別解消法」に掲げる合理的配慮に留意するとともに、配慮を要する該当生徒に対する温かい支持的風土づくりに努める。
- 家庭やPTA、地域関係団体といじめ問題を含む諸問題について話し合う機会を設け、いじめ防止に向けた地域ぐるみの協力を推進する。(拓中いじめ防止対策委員会)
- 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針「拓南中学校いじめ防止基本方針」を明らかにし、学校の実態に応じたものを策定し、保護者や地域の理解・協力を求める。
- ネットによって行われるいじめに対しては、家庭や関係機関と連携し、実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を行う。また、その予防のために、保護者や生徒の啓発を行う。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

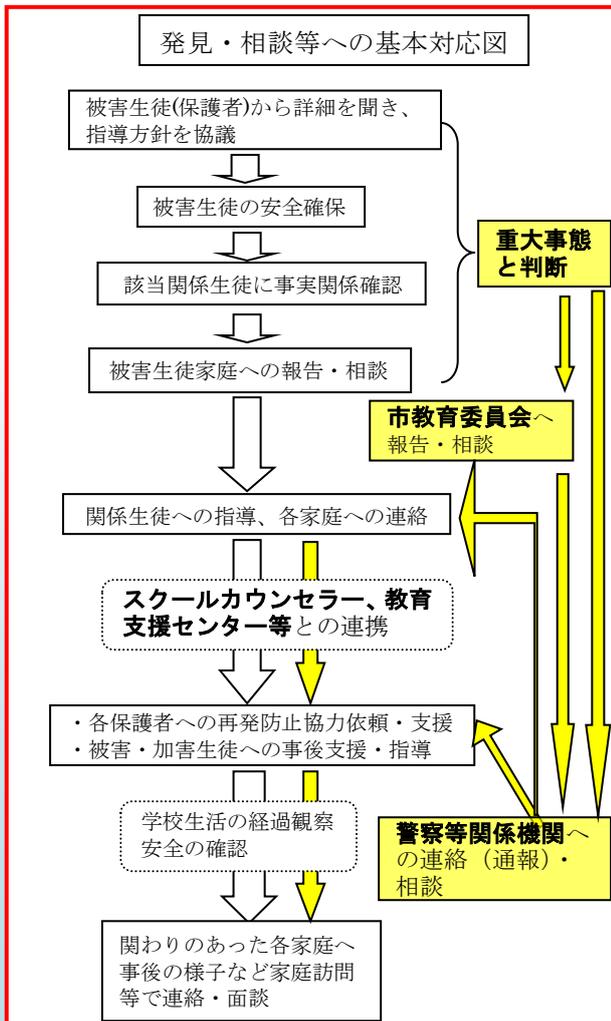
《発見の手段・方法》

- ① 学級担任をはじめとする学年部、教科担任等よる日々の情報を共有し、常に危機意識を持ちながら、生徒の様子を観察する。
- ② 毎月末の「学校生活を明るくする調査」の実施により、生徒のきめ細やかな実態把握に努める。
- ③ 教育相談日を設け、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。
- ④ いじめ実態把握専用メールの(教頭と生徒指導主事による毎日)チェック、家庭・地域からの相談・連絡(通報)による情報
- ⑤ スクールカウンセラーや学校外の相談機関等の周知

《情報共有の方法》

- ① 発見・情報受信教諭(連絡)→学級担任・学年部会(連絡)→生徒指導部会(報告)→管理職
- ② 重大事態の場合は発見・情報受信教諭(連絡)→生徒指導主事(報告)→管理職→緊急職員会(全教職員)

【いじめに対する措置(対応)】※重大事態を含む



1 いじめへの対応(初期対応)

- (1) 校内のいじめに関する相談・通報窓口
 - ①相談→学担または学年主任
 - ②通報→学年主任、生徒指導主事または管理職
 - ③緊急→全教職員
- (2) 報告と対応(組織的な対応)

各窓口は「校内いじめ防止委員」に報告し、本委員会にて対応組織を作り、速やかに指導・支援体制を整え、その解決に努める。
- (3) 関係生徒・保護者への支援

いじめによって起こる心の負担等から当該生徒を守るために、状況に応じて、被害、加害の生徒および保護者に対して、スクールカウンセラー等による心のケアや様々な弾力的措置・指導・支援などを行い、再発防止に努める。
- (4) 重大事態による校外関係機関との連携と対応

状況に応じて市教育委員会と報告・相談し、特別指導計画(出席停止を含む)や所轄の警察署との連携を含め、法律に則った対応を行う。
 ※拓南中における重大事態とは
 暴行、傷害、金品強要や脅迫、ネット上での不適切な書き込みや映像(動画や写真)のアップなど、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあり、犯罪行為として取り扱われるべきものと「校内いじめ防止委員会」において判断されるもの。

2 いじめ再発防止に対する継続的な支援

- (1) 全教職員で情報を共有し、組織的に継続指導や支援体制を組み、再発防止に努める。
- (2) 事後、改善された状況になっているかを継続的(3ヶ月以上)に見守り、家庭訪問等で情報交換し、家庭との協力体制を整える。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの立場に立って話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○我が子が「いじめる側」にならないように話を聞かせましょう。 ○スマートフォンなど情報機器の利用は、保護者の管理・責任のもとで行われており、ルールやマナーについて適切な指導をお願いします。
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○地域や学校の行事には積極的に参加しましょう。 ○子どもたちは「地域の宝」です。地域の子どもたちにとって安らぎの場となるようにしましょう。